

「第2次岩国市一般廃棄物処理基本計画(素案)」に対するパブリックコメントの結果について

令和5年12月18日(月)から令和6年1月18日(木)まで、標記計画案に対するご意見(パブリックコメント)を募集した結果、次のとおり提出されました。

- ・提出者数：2人
- ・意見総数：11件

提出されたご意見の内容と、そのご意見に対する市の考え方について、次のとおり公表します。

番号	ご意見の内容	市の考え方
1	1ページ1～2行目 第1節 計画策定の狙い ○書き出しの「これまでの私たちの生活は、物質的な豊かさにおく生活様式や、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動」の、「大量生産・大量消費」の語彙に違和感があります。現在は、「規模の経済」から「範囲の経済」を経て「連結の経済」の時代に入っているからです。	ご指摘のとおり、生産、消費、廃棄に至るまでの過程は多種多様であり、全ての過程で大量生産・大量消費されているわけではありませんが、計画策定の背景として、一般的に産業革命以降の工業化社会が発展していく中で環境に対する様々な問題が深刻になってきている、という現状(社会的課題)を説明しているものです。 よって、ご指摘を踏まえ、「～大量生産・大量消費・大量廃棄型を中心とした社会経済活動」へと修正させていただきます。
2	20、27ページ ごみの分け方・出し方(小型家電製品) ○「充電池内蔵小型家電」と「使用済小型家電」との区別がわかりません。充電池内蔵小型家電は資源品として回収するが、使用済小型家電は資源品の回収日に搬出すれば回収してもらえるのでしょうか？ ○資源品回収日に回収できない場合、市役所等に設置している「使用済小型家電回収ボックス」に搬出しなければならない意図はあるのでしょうか？ ○使用済小型家電の回収日を設定すれば、資源としてリサイクルできるのではと考えます。わざわざ、市役所等に持っていく人は少ないと思います。	小型家電製品の分け方・出し方については、製品本体に充電池が内蔵されているかの有無で区別しております。 充電池が内蔵され製品本体から取り外しができない小型家電製品、いわゆる「充電池内蔵小型家電」は「資源品」の回収日への持ち出しをお願いしております。 また、製品本体から充電池が取り外しできる、または、充電池が内蔵されていない小型家電製品については、充電池を取り外し(乾電池等も取り外す)、電源コードを切り離したうえで、「金属類及び破碎ごみ」の収集日への持ち出しをお願いしております。※取り外した電池は、「処理困難ごみ」として、電源コードは「資源品」として出してください。 こうした区分は、全国的に問題となっている充電池が原因の処理施設等の火災事故を防ぐためです。 さらに、電池内蔵の有無にかかわらず、市役所1階、総合支所、支所、出張所(岩国地域)に設置している「使用済小型家電回収ボックス」でも回収しており、回収した小型家電から有用な金属を抽出し、再生利用しております。※回収ボックスの投入口[40cm×20cm]に入るものに限る、パソコン・携帯電話・モバイルバッテリー等も回収可能。 リサイクルの推進及び施設等の火災事故を防ぐため、ごみの分別へのご協力をお願いします。

番号	ご意見の内容	市の考え方
3	44ページ ごみの発生・排出削減目標値(年次表現) ○「図 3-17 (2) ごみ発生・排出削減目標(続き)」の上段の「●既定計画」の年次の表現は和暦と西暦が混在しています。 ○昭和、平成、令和と和暦が変遷している現在、時代の流れを理解し易くするため、西暦を入れていただきたく存じます。 ○市の最上位計画の「第3次岩国市総合計画」の年次表現は、西暦(和暦)となっています。私は、年次表現は「第3次岩国市総合計画」に従い、西暦(和暦)で統一すべきと考えます。	西暦(和暦)両併記はスペースの関係で特に図表の記載が煩雑となることから、計画書全体の年次表現は、原案のとおり和暦で統一させていただきます。 なお、44ページの「図3-17(2) ごみ発生・排出削減目標(続き)」の上段の「●既定計画」の年次表現は、ご指摘のとおり、和暦と西暦が混在してわかりにくいことから、和暦に統一修正いたします。また、39ページの「図3-15(1) ごみ発生・排出削減目標」の下段の「●既定計画」の年次表現も、同様に和暦に統一修正いたします。
4	61ページ 施策3 広報DVDの貸し出し ○市内各自治会の総会時に広報DVDを貸し出し、住民に視聴してもらう施策を導入すべきと考えます。	広報DVDとしては、市のごみ処理施設の紹介やごみ・リサイクル等に関するものがありますが、DVDの本数に限りがあり、同時期に多くの団体への貸し出しは困難な状況です。しかしながら、ごみ行政には市民のごみに関する理解と協力が何よりも重要であることから、ホームページからの視聴が可能であることも含め、広報いわくに等で視聴のPRを今後も継続してまいります。 いただいたご提言につきましては、貴重なご意見として、今後の参考にさせていただきます。
5	79ページ ごみ焼却余熱の利用 ※45ページにも記載 ○発電した電力は冷暖房、温水に使用しているとありますが、どこの施設に使用しているのかがわかりません。ごみ処理場の温水や冷暖房なのでしょうか？ ○蓄電池等を活用し、市役所などの公共の施設に使用することはできないのか？	ごみ焼却施設「サンライズクリーンセンター」において焼却余熱を利用し発電した電力は、同施設において、冷暖房等の施設運営に必要な電力として利用されるほか、隣接する「岩国市日の出公園」(温水利用型健康運動施設スパ・サンライズ)へも電力や熱交換により発生した温水を供給しており、さらに余剰になった電力は売電しております。

番号	ご意見の内容	市の考え方
6	82～86ページ 第7節 食品ロス削減推進計画 ○エコクッキングは非効率と思います。個人から排出される食品ロスは減少するが、結局のところ小売店では売れ残りが発生して食品ロス削減にならないのでは。 ○食品ロスとして排出された生ごみをどう資源としてリサイクルするか検討する必要があります。農業、養殖業、畜産業の飼料として活用はできないでしょうか。輸入に頼ることによる、価格高騰や地政学的リスクは軽減できるのでは。	今回行った家庭ごみ組成調査でも、焼却ごみのうち、生ごみが36.1%含まれており、そのうち手付かず食品・食べ残しの量は約5%含まれておりました。農林水産省推計によりますと、国内食品ロスのうち、家庭系食品ロスが約5割、事業系食品ロスが約5割という状況となっており、今計画では、食品ロス削減推進計画を個別計画として盛り込み、「生ごみ削減のための3キリ運動推進」、「事業系食品ロスの削減」を重点施策として位置付けています。 そして、家庭での食品ロス削減のため、エコクッキングをはじめとする3キリ運動「食材使いキリ、料理食べキリ、生ごみ水キリ」を推進しています。 また、ご指摘のとおり、事業系の食品ロス削減のためには、食品産業や外食産業等から排出される生ごみ等を減らすとともに、資源としてリサイクルしていくことも重要であると考えており、関係機関とも連携していきながら調査研究して参ります。 いただいたご提言につきましては、貴重なご意見として、今後の参考にさせていただきます。
7	99～101ページ 基本方針③ 環境美化の推進 ○不法投棄等の予防や市民等への啓発が施策の中心ですが、市民等が積極的に不法投棄物や水害時の流出物を回収することも推進すべきではないですか。	不法投棄対策についてはまず、不法投棄を発生させない環境づくりが重要であると考えており、基本方針にもあげております。ご指摘の市民等の不法投棄物回収の推進についても、自主的な行動を促進するよう意識の啓発に努めたいと考えております。
8	101ページ6行目 施策2 不法投棄対策(不法投棄ごみ回収) ○「毎年、山口県産業廃棄物協会岩国支部・県・本市の担当課で不法投棄ごみの回収作業を行っています。」とありますが、錦川も対象となっているのでしょうか。 ○市で最も環境美化を推進しなければならない、重要文化的景観であり、日本最大美竹林のある河川敷等には不法に投棄された廃棄物や豪雨時の流出物が散乱しています。 ○これらの廃棄物等については、貴課(市環境事業課)が定期的に、例えば3ヶ月に1回程度の割合で回収していただくことはできませんか。	市(環境事業課)では毎年、「ごみゼロの日(5月30日)・環境月間(6月)・環境の日(6月5日)」の環境対策として、山間部を中心に、不法投棄ごみ回収を行っております。また、錦川の清掃については山口県岩国土木建築事務所などが主体となり、毎年7月に「錦川流域河川一斉清掃」を行い、河原等のごみを回収しています。 なお、いただいたご依頼(不法投棄等のごみ回収)につきましては、ごみの回収・処分については原則として土地所有者や管理者が行うことになっていることから、市としましては、市民等から不法投棄通報を受けましたら、不法投棄場所の所有者等を調査したうえで、所有者等に連絡することとしておりますので、ご理解よろしく申し上げます。

番号	ご意見の内容	市の考え方
9	99～101ページ 環境美化の推進(環境美化活動への支援) ○横山河川敷運動広場の少し上流地から千石原にかけてのいざない街道沿いの土手にあるソデ群落やマント群落が切除され、美竹林の見える化が進んでいます。 ○ソデ群落やマント群落は、不法投棄の温床になっており、ペットボトルや缶だけでなく、様々な廃棄物がありました。この切除活動によって、明るくなって散歩し易くなったという声やジョギングをする人が多くなっているように見受けられます。 ○この切除作業には、労力だけでなく、チェーンソーの燃料やバッテリーの充電、のこぎりの替え刃の購入など多少費用がかかると思われます。 ○こうしたボランティア活動は、「不法投棄されない環境をつくるための環境美化活動の推進」の代表的な事例だと考えていますが、このような活動に係る実費を支援する施策はあるのでしょうか。	市の支援制度としては、次のものがあります。 「みんなの夢をはぐくむ交付金」 公益的な市民活動を行う団体に対して、新たに実施する事業等への支援を行っています。手続き・要件等については、事業実施前に、事前にご相談ください。※毎年度、4～5月上旬に募集しています。 (問い合わせ先) 岩国市地域づくり推進課 電話0827-29-5015 また、市の支援制度ではありませんが、一般財団法人山口県環境保全事業団が、環境保全活動に取り組む団体を支援する助成事業を行っています。手続き・要件等については、事業実施前に、事前にご相談ください。※毎年度、4～5月に募集しています。 同事業団ホームページ https://yamaguchi-khj.or.jp/subsidy/ (問い合わせ先) 岩国市環境事業課 電話0827-31-5304
10	110ページ 7. 市民意識等(浄化槽管理の法的義務) ○「7.市民意識等」の「(1)現状」に「浄化槽の『保守点検』、『清掃』、『法定検査』を行うことが、法律に義務づけられていることを『知っている』と回答した市民は9割程度となっています。」、そして「(2)課題」に「川や海をきれいに保つ取り組みや浄化槽の保守点検等を実施することに関して、市民の理解を深めていくことが必要です。」と記述されています。 ○このような課題の生温い捉え方、つまり法定検査の受検義務を市民の9割近くが認知しているにも関わらず、受検率は4割にも満たないという大きなギャップに対する反応では、この課題を解消できるとは思えません。行政側の意識改革が必要です。 ○そのためには、「第3節 基本理念」、「第4節 基本方針」を受けて、「第5節 数値目標」を設けるべきです。 ○その代表的な数値目標の項目は、「浄化槽の法定検査受検率」となります。	浄化槽の維持管理については県の所管となりますことから、法定検査受検率を市の目標値として設定することは適当でないと考えます。しかしながら、公共用水域の水質保全には生活排水の適正処理が必要であることから、浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査について、県と共同で広報誌やホームページへの掲載、又は浄化槽設置者へのチラシの配布等に加え、より効果的な方法がないか調査研究して参ります。

番号	ご意見の内容	市の考え方
11	126ページ 施策1 浄化槽に関する知識の向上 ○浄化槽の適正な維持管理については、「浄化槽法に基づく『保守点検』、『清掃』、『法定検査』について、本市ホームページ等により啓発しています。」とあります。 ○しかし、本市の浄化槽の法定検査の受検率については、残念な結果が出ています。 ○(一社)山口県浄化槽協会「協会たより第96号」(令和5年8月)の「令和4年度法定検査実績(支部・市町別)」によりますと、岩国市の浄化槽の法定検査実績は、38.3%で県内の平均57.6%を大きく下回り最も低い状態にあり、法定検査受検率の向上策が強く求められています。 ○一方、周南市や長門市は、法定検査受検率の向上に向けた維持管理費用の助成を行っており、それぞれ86.5%、82.7%という、非常に高い法定検査の実績を有しています。 ○このような事例をみますと、法定検査受検率の向上に向けた維持管理費用の助成は非常に重要かつ効果的と言え、本市でもこのような助成制度の導入が必要です。	浄化槽設置後の維持管理については、様々な方法により啓発を行っているところですが、ご指摘のとおり法定検査受検率の向上にはつながっておりません。ご提案の維持管理費の助成につきましては、岩国市の浄化槽設置基数が助成制度を設けている他市と比べ著しく多く、財政負担も大きくなりますことから、慎重に進める必要があります。また、制度がないものの高い受検率の市町の取り組みも参考にしながら今後の方向性を決めて参ります。